

2020年6月5日

児童相談所から交流を許可されている保護者の皆様

里親の皆様

### 交流の段階的再開について

中心子どもの家

所長 丹 清

本年3月から新型コロナウイルス感染予防対策として交流を控えて頂いておりますが、6月13日(土)より、まずは「面会」のスタイルで再開させて頂くことと致しました。

面会に際しましては、マスクの着用、入館時の手洗い(手指消毒)、体温測定、お互いができるだけ2メートル以上の距離をあけるなどの「新しい生活様式」に準じてお願い致します。

また、次ページに記載の条件のいずれかに該当する場合は面会できませんので、あらかじめご了承下さい。

これまでのご協力に感謝すると共に、今後ともよろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 日 時 土曜日、日曜日、祝日の14時～17時(小学生以下は16時まで)  
(児童相談所職員の立ち合いが必要な場合は、別途ご相談下さい。)
2. 時 間 15分以内
3. 人 数 お2人まで(保護者様、里親様の人数)
4. 場 所 応接室か会議室
5. 予 約 ①面会希望日の3日前の17時までに、お電話にてご相談下さい。(予約のない面会  
はできません)。  
②頻度は、これまでの児童相談所、施設との取り決めの通りです。

※ 面会後に発熱等があった場合は、施設にご連絡をお願い致します。

次の①～⑦のいずれかに該当する方は面会(入館)できません。

あらかじめご了承ください。

- ① 37.0℃以上の発熱、せき、息苦しさ、のどの痛み、身体のだるさ、味の感じにくさ、においの感じにくさ等の症状がある人、又は、これらの症状がまったく治まってから72時間が経過していない人
- ② 新型コロナウイルスに感染している人、感染している人と同居している人、又は、感染している人と過去14日以内に接触した(3メートル以内に3分以上一緒にいた)ことに心当たりがある人
- ③ 新型コロナウイルスの検査を受ける予定の人、検査を受ける予定の人と同居している人、又は、検査を受ける予定の人と過去14日以内に接触した(3メートル以内に3分以上一緒にいた)ことに心当たりがある人
- ④ 過去14日以内に新型コロナウイルスの感染者が発生した職場、学校、施設等に所属している人、所属している人と同居している人、又は、所属している人と接触した(3メートル以内に3分以上一緒にいた)ことに心当たりがある人
- ⑤ 新型コロナウイルスの感染者が発生した過去14日以内のパーティ、コンサート、その他のイベントや会合等に参加した人、参加した人と同居している人、又は、参加した人と接触した(3メートル以内に3分以上一緒にいた)ことに心当たりがある人
- ⑥ 過去14日以内に新型コロナウイルスの感染者が発生した各種の店舗、施設等に立ち入った人、立ち入った人と同居している人、又は、立ち入った人と接触した(3メートル以内に3分以上一緒にいた)ことに心当たりがある人
- ⑦ 過去14日以内に海外から帰国(入国)した人、帰国(入国)した人と同居している人、又は、帰国(入国)した人と接触した(3メートル以内に3分以上一緒にいた)ことに心当たりがある人